

Rotary

奉仕しよう みんなの
人生を豊かにするために

Serve To Change Lives



国際ロータリー 第2550地区

宇都宮東ロータリークラブ会報

<http://www.ri2550uerc.gr.jp/>

会 長 倉 井 章

幹 事 渡 邊 和 裕

会報・雑誌委員長 原 賢一

例会場 宇都宮市大通り2-4-6 ホテルニューイタヤ

例会日 毎週火曜日(12:30~)

事務局 ホテルニューイタヤ内 宇都宮東ロータリークラブ TEL.028-638-5125 FAX:5128

通算2939号 2022年2月1日(晴れ) 第27回例会 会員数114名

オンライン例会

点 鐘 倉井 章会長
司 会 副SAA 山下会員

◇国歌「君が代」

◇ロータリーソング「四つのテスト」

※マスクを着用し、心の中で斉唱



ビジター紹介 渡邊和裕幹事

◇宇都宮税務署

宇都宮税務署長 水落 誠 様(卓話講師)
随 行 総務課長 加藤 裕 様

会長挨拶 倉井 章会長

会員の皆様、こんにちは。昨年8月31日以来のオンライン例会となってしまいました。皆様もご承知の通り栃木県も1月27日から2月20日まで「まん延防止等重点措置」が適用となりました。全国で見ますと、1月29日には84,930人と過去最多の感染者となり、東京は7日連続で1万人を超え、栃木でも、1月29日に過去最多の708人の感染者を出し、6日連続で500人を超えております。重症者数はデルタ株の時と違って少ないとは言うものの、感染者数の急激な増加により、保健所、医療機関のひっ迫が心配です。

先週の例会でもお話を致しましたが、ご案内の通り「まん延防止等重点措置」の適用となりましたので、臨時理事会に諮りまして、誠に残念ではありますが、2月20日までの例会につきましてはオンラインのみの開催とさせていただきます。ホテルニューイタヤの会場には、会長、幹事、SAA、副幹事、副SAA、卓話者、3分間スピーチ者等の10人以内を基本とし、会場も、2メートル以上のソーシャルディスタンスを保ち、マスク着用、会話は慎み、換気、消毒を十分に行い運営致します。2月22日の第四例会には、また、皆様とお会い出来ることを楽しみにしたいと思います。皆

様も、基本的な感染対策をさらに徹底し、会食をする場合には、4人以内、2時間以内で、不要不急の都道府県間の移動を極力控えて頂きたいと思えます。

話は変わりますが、ガバナー月信1月号のコーディネーターニュースに、皆さんのクラブでは、せっかく入ってきた新会員が3年も経たずにクラブを辞めていくケースがありませんか?その原因を探ったことがありますか?と載っておりました。その原因の一つは、新会員へのフォローが不足しているためである。新会員は、近い将来その周辺の友人たちを連れてきてくれるキーマンであり、その反面彼らを失う(クラブを辞める)ことは、その周辺の新会員ターゲット層を根こそぎ失うことを意味する。彼らが、クラブに居続けることは有意義だと思える環境を作ることが大切なのだ。それには、彼らの紹介者やシニア会員、会長、幹事の役員たちのバックアップ(フォロー)が必要だ。また彼らに対し、単にお客様のようなおもてなしをするのではなく、彼らがロータリーを知り、好きになり、楽しむようになれる教育を提供することが大切なのだ。それは本来、彼らを迎え入れたクラブが責任を持って取り組むべきことなのだが、それが出来るクラブは少ない。彼らは、ロータリー知識を得る機会が与えられることなく、ただ例会に出席し、ポツネンと昼メシを食って帰るだけのロータリー活動になってしまう。これでは続くはずがない。これは、第1地域ロータリーコーディネーター補佐 田中久夫PGの話であります。今一番気になっていますが、会員同士の親睦及び新会員との親睦であります。今年度7名の新会員の入会があります。コロナの影響でなかなか思うような活動が出来ておらず、12月にロータリー情報委員会を開き、新会員の研修を行い、親睦委員会と合同で懇親会を一度だけ開催しております。夜間例会の開催をはじめ、face to faceの例会すらできない現状ではありますが、新会員の方を、趣味の会などに積極的に誘って頂き、会員同士の交流を図って頂きたいと思えます。今後状況を鑑みて、夜間例

会、委員会、新会員研修会等を開催し、懇親を深めることが出来るよう祈りたいと思います。

本日のゲスト卓話は、宇都宮税務署長 水落 誠様にお出で頂き、「税金よもやま話」と題しましてお話を頂きます。水落署長は、長野県のご出身で、関東信越国税局調査査察部長が長く、宇都宮税務署長の前は、関東信越国税局調査査察部次長をされておりました。コロナ禍の中、公務、大変お忙しいところお出で頂き誠に有難うございます。本日は、宜しくお願い致します。

会員の皆様、本日も最後まで宜しくお願い致します。



幹事報告

渡邊和裕幹事

- ◇2月のロータリーレートの報告は次週以降。
- ◇財団寄付・米山寄付の確定申告用の領収書事務局から郵送。



委員会報告

◇親睦委員会

SAA 代読

<誕生祝い・2月>

会員誕生

飯泉 修一、石塚 増男、川村 壽文、
菊地 憲寿、荻原 耕三、田嶋 宏章、
床井 光雄、薄井 晃、若井 勲
各会員

夫人誕生

富貴塚真人、船田 元、郡司 公生、
片山 幸志、駒場 洋助、大木八千雄、
佐々 木正、関口 泰成、若井 勲、
渡邊 和裕
各会員の奥様

「3分間スピーチ」



田村哲男会員
皆さん、こんにちは。今年度、職業奉仕委員長を仰せつかっております。本来であれば来週2月8日、職場訪問例会で宇都宮東警察署の新庁舎を訪問する予定でしたが、全国的な新型コロナウイルスの感染拡大で、栃木県でもまん延防止等重点措置適用となり、職場訪問は延期といたしました。会員の皆様、50名近い方から参加申込みがありましたので、倉井年度内に、なんとか、再チャレンジ出来ればと思っています。

自己紹介ですが、私は1955年(昭和30年)、宇都宮生まれの現在66歳です。ロータリークラブに入会したのは2008年、13年目となります。この年は羽

石パストガバナーが地区のガバナーに就任された年で、入会間もない時にガバナーに随行させていただき、日光ロータリークラブの例会に参加させていただきました。例会場が金谷ホテルで、コース料理をいただきながら優雅に参加させていただいたことを記憶しております。また、2015～16年、末永年度に幹事を仰せつかり、その年は、米山奨学生の出身地でありますベトナムの小学校に本を寄贈するというプロジェクトがございました。クラブとして、初めて地区補助金で海外支援をした年と思います。私の仕事は、宇都宮市内で設計事務所をやっております。父の代から数えて58年、私が社長を引き継いで25年になります。若い頃は65歳になったら引退して、自分の好きなことをやりたいと考えておりましたが、仕事や世間のしがらみから身を引くことがなかなか難しく、現在も試行錯誤しております。

※次回3分間スピーチは細谷俊夫会員

「ポール・ハリスとロータリー」 動画鑑賞

－ 第6章 ロータリーの原理・原則(前半) －

※『ロータリーの友』HPのアニメーション動画配信より



卓話

「税金よもやま話」



宇都宮税務署長 水落 誠 様
皆さん、こんにちは。倉井会長からも紹介がありましたが、税務署長の前に主に査察の事務を担当しておりましたので、査察の現状についてを主体に、査察調査の状況、査察事件の判決の状況、査察の制度、現状に即した対応、という観点からお話させていただきます。

－ パワーポイントにて説明 －

・査察調査の状況

経済取引の広域化、国際化、ICT化、金融取引の多様化などにより、脱税の手段は複雑、巧妙化しております。国税庁では、資料情報の充実・強化、効率的な調査展開等によりまして、悪質な脱税者に対しまして、積極的な立件、摘発を行なっております。令和2年度になりますが、査察調査に着手した件数は全国で111件、処理した件数は113件、そのうち

検察官に告発した件数は83件で、告発率は73.5%となっております。全部が告発ではなく、状況によっては検察官と協議をして課税処理だけで終わることもあります。

・査察事件の判決の状況

令和2年度に一審判決が言い渡された件数は87件、うち86件に有罪判決がだされました。そのうち6名の方に実刑判決が出ています。有罪判決は執行猶予がつくものが含まれていますが、実刑判決は執行猶予がございませんので、判決が確定されると、刑務所に収監されてしまうことになります。脱税事件においても実刑判決が6名いたということは、脱税行為の反社会性をよくしめしていると言えると思います。脱税は所謂、社会公共の敵というべきもので、このような脱税を摘発するため、全国の国税査察官は国民の皆様のご理解、ご支援を得て、日々努力をしております。社会公共の敵という意味合いは、脱税というのは、最も被害者の多い犯罪ということで、皆様も知らないうちに被害者の一人になっているということにもなります。

・査察の制度

はじめに、査察官がいろいろな情報を収集します。その中で脱税の疑いがある情報(売り上げを除外、架空の外注を取引先と通謀して計上、消費税の不正還付等)を掴みますと、資料収集をいたしまして、裁判所の許可状をとります。許可状がでますと次は強制調査になります。ある日突然、何十人も査察官が会社の事務所や社長の自宅、取引先へお邪魔するということになります。伊丹十三監督の「マルサの女」や米倉涼子さん主演の「ナサケの女」などで、ご覧になった方も多いと思います。総勘定元帳等、証拠物件の一切切を差押え持って行ってしまいます。これをもとに質問調査をし、脱税事件が告発出来るということになりますと、検察官と協議をし、検察庁へ告発します。検察官が告発を受理いたしますと、独自に検察官の調査が始まります。検察官が裁判所へ起訴いたしますと、裁判が開かれます。判決では、ほとんど実刑判決を受けることになります。目の前の税金を

ごまかしたために、重加算税がつき、延滞税がつき、裁判を行なうと罰金がついてきます。弁護費用など、諸々な費用もかかります。膨大な時間と様々なお金がかかってくることになります。脱税は割に合わないということを是非覚えておいていただきたいと思います。また、取引先からの誘いも注意していただきたいと思います。脱税した人が見つかる、合わせて手助けした人も取り調べの対象になってきます。一番重いのは共犯者で、脱税者と同じ刑罰が科せられる可能性があります。

・現状に即した対応

法令の改正

①国税犯則取締法から国税犯則取締法へ

②単純無申告脱税の創設

抑止策として 告発事件の公表

2月16日からいよいよ所得税の確定申告が始まりますが、皆さんにお願いしたいことがございます。

・チャットボットの活用

チャットボットが導入されました。土日夜間など日時によらず気軽に税務相談できるシステムですが、皆様が使えば使うほど、AI(人工知能)を活用して、応えられる範囲が順次拡大しますので、出来るだけ使って頂きたいと思います。

・スマートフォンを利用した所得税確定申告

コロナ感染防止の観点からも是非スマートフォンをご利用ください。スマートフォンのカメラで源泉徴収票を撮影し申告書に自動反映される機能がつかしました。また、この際は、是非、マイナンバーカードの取得をお願いしたいと思います。マイナンバーカードを取得したことで、マイナポータルというサイトが利用できるのですが、マイナポータルと連携している、ふるさと納税や生命保険、損害保険などは、自動的にデータを取得できるので、確定申告の際に非常に便利です。

脱税は割にあわない、ということと、確定申告は是非スマホで、ということをお願いしまして、本日の卓話を終了させていただきます。